

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出してください。

※市町村
処理欄

平成 年 月 日 様	給与(特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号		
	フリガナ	氏名又は名称											個人番号		
	氏名	代表者の 職氏名印	(印)										連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係	
	1月1日 現在の住所	法人番号 (個人番号)											氏名		
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	円	異動年月日	年 月 日	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額 (支払予定額)						
フリガナ	生年月日			(イ) 徴収済月	年 月 から 年 月 まで	異動の事由	1. 特別徴収継続 (新勤務先で徴収を継続) →新勤務先でC欄を記入	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額 (支払予定額)						
氏名	(旧姓)		(ウ) 徴収済額	円	1.退職(普・障) 2.転勤・転職 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.会社倒産 7.住所誤報 8.育児休業	9.その他 A.総受給者が2名以下 B.他事業所で特別徴収 C.給与の支払が不定期 D.事業専従者 E.給与から税額が引き きれない	2.一括徴収 (未徴収税額を退職者から全 額徴収して納入) →A欄を記入	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額 (支払予定額)						
個人番号	(必ず記入願います。)		(エ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	円			3.普通徴収 (未徴収税額を本人が納付) →B欄を記入	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額 (支払予定額)						
1月1日 現在の住所								控除社会 保険料	勤続年数						
現住所								円	年						

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄 一括徴収の理由	異動者印	給与又は 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額	※市町村 記入欄	6月分 H / 7/	10月分 H /11/	2月分 H / 3/
	1. 異動が平成 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)	月 日	支払予定日ごと の徴収予定額 円		合計 (上記(ウ)と同額) 円	7月分 H /8/	11月分 H /12/
B欄 一括徴収できない理由		月 日			8月分 H / 9/	12月分 H / 1/	4月分 H / 5/
(○を付してください。)		一括徴収した税額は、 (月 日納期限)			9月分 H /10/	1月分 H / 2/	5月分 H / 6/
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため 又は未徴収税額より少ないため							
2. その他 理由 ()							

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄の注意事項を参照してください。)

上記の者に係る月割額 円を 月分から徴収し 納入します。	給与(特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号		
	フリガナ	氏名又は名称											連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号	係	
	代表者の 職氏名印	(印)										氏名			
	給与支払方法及びその期間	払込を希望する金融 機関の所在地及び名称											氏名		

1 「個人番号」の欄には、給与所得等に係る特別徴収税額通知書を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収届出書(課税地)の市区町村長に送付してください。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。
4 ※印の欄は、届出者において記入する必要があります。

注意